

## 第18回船橋市動物愛護管理対策会議議事録

令和4年3月31日（木）  
船橋市保健福祉センター3階  
保健検査室、歯科検診室

### 【議題】

#### ○開会前

1. 事務局説明
2. 保健所長あいさつ

#### ○開会後

1. 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して
2. その他
  - ・飼い主のいない猫に係る啓発看板について
  - ・船橋市収容動物公示書について（報告）
  - ・次回の会議について

### 【閉会前】

#### 1. 事務局説明

本日、南川委員が欠席する旨報告があった。

#### 2. 保健所長あいさつ

##### ○保健所長 船橋市保健所長の筒井です。

委員の皆様方におかれましては、日頃本市の市政に対しご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。私からひとと言ご挨拶させていただきます。

本日で、令和3年度も終わりですが、そのようなさなかの開催になりますて、大変恐縮です。

この一年を振り返ってみると、昨年4月には「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」を一部改正し、また7月には「船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン」を策定することができた。委員の皆様におかれましては、本会議での議論にご協力をいただきましたこと、改めてこの場を借りてお礼申し上げます。

一方で、国の動向だが、改正動物愛護管理法に基づき、昨年6月に動物取扱業の適正化のための飼養管理基準の改正があった。改正動物愛護管理法については、今年6月からは犬猫を販売する業者におけるマイクロチップの装着の義務化が予定されている。さらなる動物の適正な管理が求められるようになる。

さて、本日は、最初に「人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して」を議題として、委員の皆様と、市の動物愛護管理行政として何が課題で、それをいつまでに、どうしていくべきなのか、緊急性があるのか等の整理をし、共有させていただく。また、前回からの引き続きの内容として、猫に関する看板についてご議論をお願いする。

委員の皆様方におかれましては、限られた時間ですが、本日も様々な視点から活発なご議論、ご提案をお願いしたい。

最後になるが、新型コロナウイルス感染症の状況については、3月21日をもってまん延防止等重点措置が千葉県においても解除されたが、委員の皆様におかれましても、引き続き新型コロナウイルス感染症の予防へのご協力をお願いして、会議開催の挨拶

とさせていただく。本日もよろしくお願ひします。

.....

### 午前 10 時 12 分開会

会議の公開・非公開、傍聴者について

中村会長から、本日の会議は公開とすること、5人の傍聴申し出があったことの報告があった。

-----  
[傍聴者入室]

#### 1. 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して

[説明]

○動物愛護指導センター所長 資料 1 をご覧ください。本日は、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して、船橋市が取り組むべき施策展開の方向について、ご協議いただく。

スライド 2 ページをご覧ください。本日の説明の流れです。まず、1 動物愛護管理行政のこれまでの動きとして、国、船橋市、本会議のこれまでの経緯を説明する。次に、2 船橋市における動物愛護管理行政の現状として、船橋市の犬猫の飼養状況、苦情届け出数、収容数等及び第一種動物取扱業登録施設数等の推移について説明する。次に、3 船橋市の動物愛護管理施策の取組状況を説明する。これらを受け、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して、船橋市が取り組むべき施策展開の方向についてご協議いただきたい。

スライド 3 ページをご覧ください。1 動物愛護管理行政のこれまでの動きを説明する。

スライド 4 ページをご覧ください。(1)国における動物愛護管理施策についてです。昭和 48 年に「動物の保護及び管理に関する法律」が制定された。この法律が平成 11 年に一部改正され、「動物の愛護及び管理に関する法律」と現名称へ改称され、法の目的の動物の保護を愛護へ変更し、基本原則に「動物

は命あるもの」と明記したほか、動物取扱業の規制として届出制等が加えられた。その後、平成 17 年、平成 24 年、令和元年と、約 5 年毎に見直しされ、動物取扱業の規制強化、特定動物の飼養規制、動物福祉の考え方や終生飼養の明文化、自治体の引取り拒否可能規定、動物の遺棄や虐待に関する罰則の強化、マイクロチップの装着義務化等の改正が行われた。

スライド 5 ページをご覧ください。令和元年に行われた、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の概要です。この改正では、動物の適正飼養のための規制や動物取扱業者に対する規制等が強化された。現在、5 のマイクロチップの装着について、国において、マイクロチップの装着等の義務化に伴う法施行規則等の整備が行われている。法改正の概要については、次回の会議以降説明させていただく。

スライド 6 ページをご覧ください。(2)船橋市におけるこれまでの動物愛護管理施策です。平成 15 年度、船橋市が中核市に移行し、保健所が設置された。それに伴い、「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」を施行した。また、致死処分される犬・猫を減らし、動物の適正な飼い方を普及するため、「飼い犬及び飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」を開始した。この事業は、平成 27 年度に終了している。平成 19 年度に、船橋市における動物愛護管理行政の情報発信の拠点として、船橋市動物愛護指導センターを開設した。平成 23 年度に、「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」を作成するとともに、地域猫活動に登録した団体に不妊手術の費用の一部を助成する事業を開始した。さらに、収容された犬猫の譲渡を推進するため、「譲渡ボランティア団体」を介した譲渡事業を開始した。平成 27 年度に、「船橋市地域猫に関する不妊手術の助成事業」を一部改正し、地域猫活動団体の登録要件に、町会自治会や土地所有者の同意等の規定を加えた。また、狂犬病予防法の畜犬登録等の事務が環境部から保健所に移管された。また、この年度より、船橋市の動物愛護管理行政における効果的な対策と推進

の方策を検討するため、「船橋市動物愛護管理対策会議」設置した。その他、「ふん放置防止活動（のぼり旗）」や「猫よけ器」貸出しを開始した。

スライド7ページをご覧ください。平成28年度は、収容された幼齢の子猫を譲渡に繋げるため、「子猫の育成ボランティア事業」を開始した。また、飼い主のいない猫の繁殖を防ぐために、町会自治体等の協力のもと、全額公費で飼い主のいない猫の不妊手術を行う、「飼い主のいない猫の不妊手術実施事業」を開始した。さらに、子供たちに命の大切さを実感してもらい、動物愛護精神を普及することを目的として、市内小中学校における「動物愛護管理教室」を開始した。平成29年度は、「飼い主のいない猫の不妊手術実施事業」を拡大し、協力動物診療施設（動物病院）においても、全額公費で不妊手術が行えるよう改正した。平成30年度は、災害が発生し避難所が開設された際、人と動物にとってより良い環境の避難所運営を行うほか、被災した動物等を救護するために、京葉地域獣医師会と「災害時における動物救護活動に関する協定書」を締結した。

スライド8ページをご覧ください。令和元年度は、「動物の愛護及び管理」について「市民意識調査」を実施したほか、市内公民館で、「人とペットの災害対策パネル展」を開始した。令和2年度は、「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正」にむけ、パブリック・コメントを実施した。令和3年度は、「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」の一部改正、「船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン」を策定し、人と動物との調和のとれた共生社会を実現するために、本会議でもご協議いただいた。これを受け、「船橋市ねこの飼育管理に関するガイドライン」を廃止した。また、飼い主のいない猫の不妊手術実施事業により、町会自治会の協力のもと、地域に住み着く飼い主のいない猫の不妊手術が浸透してきたので、「船橋市地域猫に関する不妊手術の助成事業」を終了した。

スライド9ページをご覧ください。これまで船橋市動物愛護管理対策会議では、船橋市の動物愛護管理行政の取組みと課題について、まず一つ目に所有

者による適正飼養に係る事項として、多頭飼育、犬のふんの不適切な処理、伸縮リード（フレキシブルリード）、飼い猫の屋内飼養、家庭動物の災害対策、狂犬病予防法に基づく犬の登録、狂犬病予防注射の推進等、二つ目に所有者の判明しない猫問題に係る事項として、飼い主のいない猫の不妊手術実施（TNR）事業、地域猫活動の検証、三つ目に動物愛護指導センターの業務及び普及啓発等について、ご協議いただいた。これらを踏まえ、「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」の一部改正に関する検討や、「船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン」策定に関する検討についてご協議いただき、本年度、条例の一部改正及びガイドラインを策定することができ、大きな成果と考えている。

スライド10ページをご覧ください。ここからは、船橋市における動物愛護管理行政の現状について説明する。

スライド11ページをご覧ください。犬・猫の飼養状況等についてです。令和元年度に市民意識調査を行い、ペットの飼養状況を調査した。その結果、11.7%が屋内飼育の犬、7.2%が屋内飼育の猫、0.8%が屋外飼育の犬、0.7%が屋外飼育の猫を飼っている。

スライド12ページをご覧ください。続いて、飼っている動物（ペット）ごとの飼育頭数についてみると、犬については1頭飼いが多数を占め、「犬（屋内飼育の犬以外）」は90.9%、「屋内飼育の犬」は73.7%となっている。一方、猫については、「屋内飼育の猫」、「猫（屋内飼育の猫以外）」での、2頭飼いの割合が各々28.4%、40.0%と高くなっている。「屋内飼育の猫」では、最多で10頭の回答がされている。

スライド13ページをご覧ください。次に、市の犬の登録・狂犬病予防注射等の実施状況になる。原簿保有数とは、犬の登録頭数であり、28,000頭から29,000頭の間を推移している。新規登録頭数は、増加傾向にある。注射済票交付数は減少しており、注射率をあげることが課題となっている。なお、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、令和2年度は、集合注射を中止した。猫の飼養頭数

は、犬のように登録制度がないので分からぬが、市民意識調査を見ると、猫を飼う人は犬よりも少ないが、複数頭で飼う人が犬よりも多いため、犬と同等の数が飼養されていると推定される。

次のスライド14ページをご覧ください。参考資料として、令和2年度の都道府県別の犬の登録頭数と予防注射頭数を掲載した。全国の注射率は、70.2%で前年度よりやや減少している。

スライド15ページをご覧ください。次に犬猫に関する苦情届出数です。犬に関する苦情は、令和2年度に473件と増加しており、中でも、ふんの置き去りや尿に関する苦情が増えている。猫に関する苦情は、年間250件～300件程度を推移している。

スライド16ページ、17ページをご覧ください。  
(3)犬猫の捕獲・収容・引取数及び返還・譲渡・致死処分数の推移です。まず、犬の収容状況の推移です。犬の収容数は、動物愛護指導センターが開所した平成19年から減少しており、令和2年は45頭だった。また、返還率は、平成26年以降50%を超えている。これは、屋内飼養の増加、繁殖制限措置の普及により、望まない妊娠で生まれてしまった犬の引取りが減ったと考えられる。また、ペットとしての位置付けが変化し、犬を家族の一員として飼うようになり、迷子になった時に、いつか帰ってくるだろうと待つのではなく、自から探す努力をする人が増えたと考えられる。

スライド18ページをご覧ください。犬の収容区分の変化を示した図です。平成19年度と令和2年度を比較した時、ピンクと黄色部分の所有者からの引取りが減少し、また濃い青部分の所有者不明の子犬の収容が大幅に減少している。所有者からの引取り理由は、平成19年度頃は、転居等により飼えなくなった、飼い犬が子犬を生んでしまい増えてしまった、動物の老齢、疾病や噛み癖等というものがあった。しかし、平成24年の動物愛護管理法の改正により、引取りを求める者が繁殖制限をする指示に従っていない場合や、動物の老齢又疾病を理由とする場合等は引取りを拒否できることが規定されたため、現在は、飼い主の死亡や、多頭飼育問題による

引取りが多くなっている。

スライド19ページ、20ページをご覧ください。猫の収容状況の推移についてです。猫の収容数は、年間400頭前後を推移している。譲渡数は、年々増加しており、令和2年度は譲渡率が70%だった。近年の収容数の増加は、多頭飼育問題に起因して、飼い主からの引取りが増加している。また、譲渡ボランティア団体の協力や、保護猫を飼い始める風潮が高まり、譲渡数が増加している。

スライド21ページをご覧ください。猫の収容区分の変化を示した図です。平成19年度に比べ、ピンクと黄色部分の所有者からの引取りが増加しており、これは、多頭飼育問題や崩壊事例が顕在化しているためと考えられる。また、緑色部分の所有者不明の成猫の引取りは継続しており、屋外の猫による環境被害等が継続していると考えられる。しかし、濃い青色部分の所有者不明の子猫の収容は減少しており、繁殖制限措置が普及してきていると考えられる。

スライド22ページをご覧ください。(4)第一種動物取扱業登録施設数等の推移についてです。令和2年度の第一種動物取扱業の登録施設数は191施設であり、年々増加している。第一種動物取扱業の種別のうち、最も多いのは、ペットホテル、トリミングサロンやペットシッターの「保管業」であり、次いで、ペットショップやブリーダーの「販売業」となっている。なお、一つの施設が複数の種別を登録する場合があるため、種別数の合計は総施設数を上回る。これらの施設には、登録時、5年毎の更新時、苦情等を受けて、その他年1回を目安に立入検査を実施しているが、令和元年、2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、立入検査施設数が減少している。

スライド23ページをご覧ください。次に、船橋市の動物愛護管理施策の取組状況を説明する。

スライド24ページをご覧ください。まず、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例を、本会議でご協議いただき、令和3年4月に一部改正した。この改正では、「人と動物との調和のとれた共生社会の

実現」に向けた取組みを推進すること、動物を飼う前に考えていただくことを明記したほか、犬や猫の飼い主の責務や遵守事項を強化した。また、動物を飼えなくなった時は、新たな飼い主に譲渡する取組みを行う責務や、犬、猫を合わせて10頭以上飼う方に対する届出の義務を加えた。次に、船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドラインも、本会議でご協議いただき、令和3年7月に策定した。このガイドラインでは、人と犬や猫との調和のとれた共生社会の実現に向けて、犬や猫を飼うときの基本的なルールやそれぞれの立場の人の関わり方を示した。

スライド25ページをご覧ください。その他、適正飼養・終生飼養の強化として、スライドに示したような事業を、年間を通じて実施している。

スライド26ページをご覧ください。犬や猫の適正飼養の普及啓発のために、看板やポスター等を作成し、パネル展で掲示、個別に配布等している。

スライド27ページをご覧ください。多頭飼育問題への対応です。令和3年7月1日から、多頭飼育の届出が義務化され、令和4年2月末までに、45施設から届出があった。飼養頭数別の内訳としては、10～20頭が40施設、21～30頭が5施設となっている。多頭飼育問題に関する苦情、相談は、毎年10～20件程あり、近年は、多頭飼育問題による引取り数が増えており、福祉関係部局やボランティアと連携を取りながら解決を図っている。特に、猫の引取り数が多く、令和2年度は1件の事例から49頭の猫を引取った。これらの猫の引取りには、繁殖制限措置を講じず、屋内で飼養したため、無秩序に猫が増加していることがみられた。その結果、世話が行き届かず、飼養環境が悪化し、周辺住民からの苦情が発生してしまうが、数が増えすぎてしまつており、飼い主自身で解決することは難しい状況が生じていた。

スライド28ページをご覧ください。飼い主のいない猫の不妊手術実施事業についてです。平成28年度から開始したこの事業は、年々手術実施頭数が増加し、令和3年度は集計中だが約580頭の手術を実施した。内414頭は、動物愛護指導センターでセンターの獣医師が手術を行った。

スライド29ページをご覧ください。参考資料として、環境保全課で回収した猫の死体数の推移を示した。屋外に生息する飼い主のいない猫の数は推計できないため、交通事故等により死亡した猫の死体の回収数が、飼い主のいない猫の数の一つに指標になるとを考えている。近年、死体の回収数は減少傾向にある。

スライド30ページをご覧ください。収容動物の返還、譲渡の取組みについてです。まず、収容した犬や猫の飼い主を探すため、ホームページの公示情報に写真を加え掲載している。このほか、犬の場合、畜犬登録原簿から捕獲された場所周囲の飼い主データを抽出し、1軒ずつ電話で所在確認を行っている。返還に至った経緯をみると、犬の場合、名札、犬鑑札、注射済票、マイクロチップにより所有明示がある場合がある。また、ホームページの公示情報を見て、飼い主自ら連絡してくる場合が多くある。さらに、畜犬登録があり、動物愛護指導センターから連絡して飼い主が判明する場合もある。一方、猫では、名札やマイクロチップ等で所有明示があることは少なく、飼い主からの問い合わせにより返還する状況がほとんどである。

スライド31ページをご覧ください。次に譲渡の取組みです。動物愛護指導センターに収容した犬や猫は、寄生虫の駆除、ワクチン接種、必要な治療、個別管理、温度管理等を行うほか、感染症のまん延防止や動物の福祉を考慮しながら飼養管理している。また、譲渡後のトラブルをなくすために、譲渡適性を考慮した譲渡候補動物の評価を行っている。その他、譲渡対象動物には、可能な限り、動物愛護指導センターで不妊手術をし、マイクロチップを装着するほか、譲渡会の実施や、ホームページで譲渡可能な犬猫を紹介する等、譲渡の機会を増やしている。また、子猫の育成ボランティアや譲渡ボランティア団体の協力をいただき譲渡を推進している。

スライド32ページをご覧ください。ペットの災害対策として、平成30年に京葉地域獣医師会と災害時における動物救護活動に関する協定を締結し、定期的に獣医師会と意見交換会を開催している。ペットの飼養者に対しては、チラシ、ホームページ、

動物愛護啓発事業等を通して普及啓発している。また、市立学校、公民館等とペット同行避難時のペットの保管場所について協議し、市立の小中高等学校、特別支援学校、公民館、青少年会館、青少年センターの全ての施設で、ペット同行避難の受け入れが可能になった。

スライド 33 ページをご覧ください。動物愛護管理をめぐるこれまでの取組み内容や現在の課題等を踏まえ、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指した施策の検討についてご協議いただきたい。

スライド 34 ページをご覧ください。重点的に取組む施策について、スライドに示したように整理した。まず、大きく、Ⅰ動物の適正飼養の啓発と徹底、Ⅱ動物の致死処分の更なる減少を目指した取組の推進、Ⅲ動物由来感染症、災害時への対応強化、Ⅳ事業者等による動物の適正な取扱いの推進の4つの施策展開の方向性を示した。動物愛護指導センターは、これらの施策の推進を担う施設として、必要な機能を整備し、施策を推進する。また、市、市民、町会自治会、獣医師会、動物取扱業者、ボランティア等の関係者がそれぞれの立場から役割を果たし、互いに協力・連携して取組みを推進する。これにより、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指す。

スライド 35 ページをご覧ください。Ⅰ動物の適正飼養の啓発と徹底について、重点的に取組む施策を整理した。これまでの会議でもご議論を重ねていただいたが、事務局では、特に赤字で示した項目を優先して議論を深めたいと考えている。犬の適正なリードの使用については、ホームページ、チラシやガイドライン等で普及啓発しているが、未だ、人混みで伸びるリードを長くして使用する飼い主が見られ、こう傷事故も年間数件発生している。これについて、効果的な普及啓発や指導方法の検討が必要と考える。また、多頭飼育問題への対応に係る、多様な主体・関係者による連携の構築は、多頭飼育問題が顕在化している中、早急に取組む必要がある。次に、動物愛護推進員の委嘱については、令和元年の

法改正により、都道府県知事等の努力義務となつた。千葉県内では、千葉県が動物愛護推進員を委嘱しているが、千葉市、船橋市、柏市は各自治体での動物愛護推進員の委嘱は行っていない。船橋市においては、本会議を平成 28 年から設置しており、今後、動物愛護管理推進協議会へ発展させ、動物愛護推進員の委嘱等に関し必要な協議を行うことを検討している。次に、子どもへの動物愛護管理の普及啓発については、平成 28 年度から小中学校で動物愛護教室を実施しているが、コロナ禍になり、実施が困難な状況が続いている。子どもの頃から動物との正しい関わり方や命の大切さについて考えることは、情操教育や人格形成の基盤づくりとして非常に重要となっている。このために、子どもへの動物愛護に関する教育を推進するための検討が必要と考える。

スライド 36 ページをご覧ください。Ⅱ動物の致死処分の更なる減少を目指した取組の推進について、重点的に取組む施策を整理した。飼い主のいない猫の不妊手術実施事業については、引き続き推進していくが、今後は、効果の検証も合わせて行う必要がある。平成 28 年度から実施したこの事業だが、路上の猫の死体回収数、子猫の収容数に減少は見られるものの、猫に関する苦情は継続しており、効果を得られるには長期間を要すると考えている。また、動物の適正譲渡のために、動物を譲り受ける人の選定基準について、譲渡を拡大しながらも、終生飼養を前提として具体化する必要があると考えている。

スライド 37 ページをご覧ください。動物由来感染症、災害時への対応強化について、重点的に取組む施策を整理した。犬の登録と狂犬病予防注射について、犬の飼い主へ更なる徹底が必要と考えている。また、令和元年の法改正により、本年 6 月から、マイクロチップ装着の義務等が施行される。これにより、マイクロチップの装着が犬鑑札の装着とみなされることとなる。本制度の適切な運用を図ることが必要となる。災害時への備えとして、最近も大きな地震に驚いたが、動物愛護指導センターや避

難所等における災害時の体制整備やペットの飼い主への普及啓発は早急に行わなければならない施策と考える。

スライド38ページをご覧ください。事業者等による動物の適正な取扱いの推進について、重点的に取組む施策を整理した。動物取扱業については、令和元年の法改正により、動物取扱業における基準の具体化に関する改正が行われた。この背景には、多頭飼育問題や動物虐待等、動物取扱業者により不適切な飼養等が見受けられたときに、速やかな改善が図られなかつたこと等がある。令和3年6月に第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令が施行され、飼養施設や従業員の員数、繁殖に関する事項等の項目が明記されるとともに、犬猫等販売業者に係る基準が、具体的に示された。市は、事業者に対し、この制度を厳格に運用するとともに、監視指導を強化することが必要となる。

以上、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して重点的に取組む施策の方向性について説明した。委員の皆様には、この他にも加えるべき施策があれば挙げていただき、また今回掲げた施策の中で、今後本会議で議論すべきもの、優先順位等についてご議論いただきたい。説明は以上です。

○中村会長 お聞きのとおりです。動物愛護管理行政のこれまでの動き、船橋市の現状、取組状況、そして、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して、船橋市がこれから重点的に取組む施策の方向性について説明があった。まず、重点的に取組む施策を列挙していただいたが、この他に加えるべき施策があれば挙手を願う。この委員で協議ができるのが、後2回程になるので、ご意見のある方は出してください。

○切替委員 どれも大事で、どれも行いたいが、ここ2年コロナで滞っている小中学校の子どもに対する事業、愛護教室を、子どもはすぐに大きくなってしまうので、特に私の地域には団地が多く、動物に

触ったことがないまま大人になってしまう子どもも少なくないので、学校飼育動物がどんどん減っている今、この愛護教室を進めていきたい。それから、災害時の対策について、一般の飼い主はご存じない方がすごく多いと感じている。これの普及をもっと行いたい。

○中村会長 ありがとうございます。個人的に活動をされていらっしゃるのですか。

○切替委員 はい。

○中村会長 他になにかご意見はあるか。

○佐藤委員 地域の飼い主のいない猫対策の中で、不妊手術事業の推進は進めていっていただきたい。28ページの実施した件数だが、申請頭数と手術実施頭数でかなり乖離している。この申請をして、手術ができた猫とできない猫にはどういう理由があるのか教えていただきたい。

○動物愛護指導センター所長 申請をして手術できた猫、できない猫ということで、申請をして例えば猫10頭いる中で、6頭しか猫を捕まえることができなかったというような事情がある。また、町会自治会の申請に基づいてこの事業を行っているが、多めに申請してしまう方がある程度いらっしゃるのではないかと考えている。例えば、5頭手術したいが、今後のことも考えて10頭申請してしまおうというようなことも想定できる。

○佐藤委員 よく分かりました。これは、今後も引き続き継続して、できれば実際に本当に捕まえてきて手術してくださいといった猫には必ずできるくらいの事業をこれからも継続していただきたいと思う。よろしくお願ひします。

○動物愛護指導センター所長 我々もそういった努力をしている。申請された猫が全部手術できるよう今後も努めていきたいと思う。現在も、申請された猫は全て、動物病院の枠はすぐに埋まってしまうが、その他の猫は動物愛護指導センターでの手術を紹介して、今の所は全頭手術ができている。

○中村会長 ありがとうございます。個人的な感想だが、手術実施頭数がセンターで414頭は、本当にこれは物凄く尊敬に値すべき数字と思う。普段の業務の他に、獣医師が手術をして、我々も協力できる

病院とできない病院があるが、この数字はもっと朱字にしてもいいくらいだと思う。申請に関しては、どうしても携わっていればいるほど、猫がそろそろ生まれるだろうと思うと、どうしても焦って申請してしまうところがあるので、この乖離をどうやって埋めるかは今後の課題だと思う。他にご意見はあるか。

○駒田委員 細かいことになるが、今の続きで、獣医師に話を伺うと、獣医師自体も不妊去勢手術の協力はしたいけれども、例えば休み時間等に猫を連れてきてもらって手術するのはいいが、ある獣医師は、感染症予防のために、その度にフィルター等を全部取り換えていると。そうなると、費用も当然かかってしまうし、不妊手術事業への協力に関しては収入も少ないので、赤字が続いてしまうということで、やりたいけれど環境が整わない。例えば、獣医師が、センターやどこか他で手術ができる所があれば、来てもらって手術するということになれば、今、会長からお話があったように、職員の手だけではなく、獣医師の手を借りてもう少し増やせるのかと思うがいかがか。

○動物愛護指導センター所長 実際、令和元年度まで、京葉地域獣医師会の獣医師にセンターへ来てもらい手術を実施していた。令和2年度以降は、獣医師が手術しやすいようにシーリングシステムを導入し、手術頭数も飛躍的に伸びている。そのような取り組みをしている。やはり、駒田委員が仰ったように、自分の診療施設ではできない先生が手上げをしてくれ、センターでの手術を手伝っていただいたということもある。現在は、センターの獣医師だけで全て賄っている。

○駒田委員 シーリングシステムとは。

○動物愛護指導センター所長 シーリングシステムとは、猫の血管、卵管や精管等を挟んで焼き、糸で縫わなくてもできるようなものです。それで、手術の時間短縮等に繋がっている。

○中村会長 他にご意見はあるか。

○石川委員 センターの獣医師は何人で手術をしているのか。

○動物愛護指導センター所長 センターの獣医師は、現在5人おり、5人が毎日交代で、多い時は一日朝から夕方まで、10頭位の手術を実施している。

○石川委員 ありがとうございます。

○中村会長 他にご意見はあるか。

○駒田委員 虐待防止だが、今市川市で、かなり虐待が多く発生している。一番近いところでは、去年の12月に、残酷な方法で猫が殺されてしまったということがあった。それは、何年も前からずっとある。市川市だけではなく、市川市と船橋市のちょうど境界の辺り等、ここ数年でかなりの件数が発生している。市川市を中心としているので、市川市で何かあると、また市川市かと言われてしまうが、猫に境界が分からないと同じように、犯人も市川市だろうが、船橋市だろうが、その辺で犯行しており、何年も前から警察も動いているが、犯人は捕まっていない。同じ犯人なのか、複数犯人がいるのか、全く分からない。また、警察が一旦入ってしまうと、我々の方には情報がほとんど下りてこない。保健所等にもあまり下りてこなくなってしまう。警察は情報を吸い上げるが、自分の情報は出さないので、我々もどうすればいいか困っている。私たちにできることは、少なくとも飼い猫は外に出さないようにしましょうとするしかない。この辺を、市川市と船橋市と近隣で情報共有しながら、なんとか少しでもそういう事を減らしていくけるような取り組みをしていただけないかと思う。

○動物愛護指導センター所長 センターに様々な苦情が来るが、自宅の庭等にふん尿被害等があり、かなり憤りを感じて連絡されてくることが多い。もともとそういう方も猫は嫌いではないが、あまりにも無責任に餌をあげていた猫によって自分の家が被害を受けてしまうと、そういう憤りが生じる。駒田委員も仰ったような、適正飼養の普及を我々ももっと行っていかなければいけないと考えている。普及啓発は今も行っているが、より良い方法等があればこの会議でもご意見いただきたい。

○駒田委員 ありがとうございます。例えば自宅にいつも来て大事にしていた植木を荒らされた、ふん

尿された等により我慢できなくなる。それで最悪の場合は、例えば、毒を撒いてしまう等ということだと思う。もちろん、毒を撒くのは良くないが、私が申し上げたのは、そういうものではなく、虐殺なのです。普通の人間ができるようなことではない。そういう人間が我々の近辺にいて、野放しにされているということは、非常に怖い。それが、猫等だけではなく、エスカレートしてしまうことは考えられる。警察もそこまで考えたうえで捜査してくれているが、情報が少ないようで、犯人逮捕には至っていない。そこまで含め、外で餌をあげている方々には気を付けていただきたい。私は、きちんとルールを守って外で餌をあげる方々のことは、本当に凄いと思う。しかし、餌をあげることで、人間が怖くないと近付いてしまって、そういう犯人等に近づいて悪さをされてしまう場合もあるので、やはりその両面があるということも皆で理解しておかなければいけないと思う。

○平川副会長 色々意見が出たが、私が一番気になっているのは、19 ページの表の真ん中の数字です。本当に、これだけの数が処分されているというのが、非常に残念でならない。これについては、処分に携わる人たち、その気持ちを考えると、とてもじやなく、人の心理というか、その辺を考えて欲しいと思っている。一時平成 28 年度にかなり数が減っているが、また増えてしまっている。この原因が、地域での無秩序な餌やり行為にあるとしたら、それは地域全体で干渉していかなければいけないと思う。苦情がセンターに行くだろうが、町会長も、相当数の苦情を貰っている。ただ、なんとかなだめるというか、餌やりをやっている人には話をするということで怒りを鎮めてもらっている。そういう猫の不妊手術をして、増やさない努力を町会もしているから、何とか大目に見てあげてくださいと。また、お年寄りが楽しみで餌やりをしていることを、町会長としてそれを止めることは非常に残念で、高齢者の方の生きがいを奪ってしまうような気もして、町会で禁止するのは難しい部分もあり、周り全体でそれを温かく見守っている。不妊手術についても充実してきて、令和 4 年度からは、毎月申請できるようにして

いただいた。どんどんやり方が変わってきて、使いやすくなっている。ただし、団体の申請なので、町会長が毎年変わってしまうところがあり、嫌いな人が町会長になったりするので、その辺は非常に難しい。それぞれの地区で、苦情の多い地域はあると思う。そういった地域は、地域に出向いてお話をするとといったケアもやっていただけると非常にありがたいと思う。今後、議論になってくるでしょうが、災害時の避難というのは、非常に難しい問題を抱えている。私共の地域では、災害時に避難所へ来ないよう言っている。避難所にいるより、家にいる方が安全ですと。この間の 3 月 16 日の地震で震度 6 強があっても、壊れた家はほとんどない。だから、避難所に来るより自宅にいて、自宅が駄目ならば、避難所へ行くようにと。そうすることで、ペットを連れて、ペットに苦しい思いをさせないで、生活することができるではないかという気がしている。そういったことも含め、普及啓発は非常に大事なことと思うので、センターも大変だろうが、よろしくお願ひしたい。

○中村会長 ありがとうございます。できる、できないは別として、正しいやり方を皆さんに教えることが一番急務と思う。センターも努力してくださっているので、我々も少しづつ、私も病院に来た患者さんにはしている。少しづつやっていき、後は、小さい子どもの時からしていかないと、大人になってから急に心は改まらないので、その辺は、ボランティアの方等、教育の現場までいってしまうとなかなか先生方も大変なので、この辺の兼ね合いも難しいが、少しづつ良い方向へ行くといいと思っている。啓発の仕方も、SNS 等色々あると思うので、検討しなければいけないテーマだと思う。私は、個人的に、この取り組むべき施策で、動物の適正譲渡のための仕組みの整理で、譲受者選定基準の具体化というところがある。日常私が病院でよく相談されるのが、年配のご夫婦が猫を飼いたいが、センターでは年齢制限があるということをよく聞く。その制限をすることの意義はあり、大切なことだが、これも、若ければよいのかというものでもない。年齢が上がっていれば、それだけ経済的にも、精神的にも余裕があ

るという方もいる。全員ではないが。その辺の、具体的な要件、文言を皆さんで協議していただけたらいいと思う。そうすることで、譲渡数も上がってくると思うので、個人的に、早めに行ったほうが良いと思う。他に何かご意見はあるか。無いようであれば、本日いただいたご意見を参考にして、船橋市では、先程説明があった、学校等での教育活動、災害対策、船橋市動物愛護管理推進協議会の設置等について検討していただきて、本会議でも議題として協議して行きたいと思うがよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

○中村会長 ありがとうございます。

.....

## 2. その他

### ・飼い主のいない猫に係る啓発看板について [説明]

○動物愛護指導センター所長 資料2をご覧ください。飼い主のいない猫に係る啓発看板について説明する。

スライド2ページをご覧ください。前回から引き続き、1 飼い主のいない猫の飼養、保管又は給餌、給水する者に対する啓発看板、2 地域猫活動者が地域猫活動を周知するための看板についてご協議いただきたい。

スライド3ページをご覧ください。まず、1 飼い主のいない猫の飼養、保管又は給餌、給水する者に対する啓発看板についてご協議いただく。これは、飼い主のいない猫による被害を受けている市民等から、給餌者等に対し、猫の適正飼養を啓発する看板が欲しいという要望があり、作成を検討した。動物愛護管理法では、市は、飼い主のいない猫への給餌等に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態が生じているときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる規定されている。これに基づき、周辺の生活環境が損なわれている場合の指導又は助言の一手段として、飼い主のいない猫に係る啓発看板を作成することを

考えている。また、船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドラインに、飼い主のいない猫対策は、地域の実情にあったものを地域住民が選択することを示したので、地域の住民や町会自治会の皆様には、地域の実情に合わせて看板を掲示していただきたいと考えている。

スライド4ページをご覧ください。次に、飼い主のいない猫に係る啓発看板について、本会議でご協議いただきたい理由を説明する。今回作成しようと考えている看板は、A4サイズのプラスチック製の看板である。この看板は、ポスターやチラシと違い、継続的に不特定多数の人が見る物となる。また、ポスター・チラシと比べ作成に高額な費用を要し、容易に修正することができない。一方、飼い主のいない猫への関わり方には、それぞれの立場の人の意見があり、すり合わせることが必要であるため、本会議でご協議いただき、作成したいと考えている。

スライド5ページをご覧ください。動物愛護指導センターでは、飼い主のいない猫による被害を受けている人から苦情や相談を多く受ける。これらの人から寄せられた意見の一例を列挙した。ふん尿、爪とぎ、餌やり、子猫の出産、発情の鳴き声、ゴミ漁り、ネコノミやアレルギー等で困っているという意見のほか、屋内飼養、餌やり禁止や捕獲を求めるという意見も寄せられている。今回作成する看板は、飼い主のいない猫による被害を受けている人へ配布し、掲示していただくことで、その被害が少しでも軽減されることを期待している。また、このような被害を受けている人が納得する内容であることが求められる。

スライド6ページをご覧ください。前回の会議でご協議いただいた内容となる。委員の皆様の中でも、それぞれの立場により、考え方には違いがあることが分かった。

スライド7ページをご覧ください。これらを踏まえ、飼い主のいない猫に係る啓発看板の案を作成した。まず、誰へのメッセージか、誰に行っていたい事項かを明確にするために、「猫へ餌をあげてしまった方へ」と対象を記載した。「猫による被害

をなくしましょう！」というのが、主題になる。そして、地域の住民の皆様に迷惑がかかるないよう配慮しようと記載し、ふん等をすすんで清掃、餌は放置しない、不妊手術の実施の3点を記載した。

「ふん等をすすんで清掃」と記載した理由は、猫に給餌する方から、それは自分が給餌している猫のふんではない等という意見も聞かれ、解決が難しいことが多くあるため、給餌するのであれば、自分と関係有り無しに関わらず、すすんで周辺の生活環境を保全することが求められることを示した。また、改正法で規定された、猫への給餌、給水により周辺の生活環境が損なわれている場合、動物の愛護及び管理に関する法律により指導・罰則等の対象となることも加えた。

スライド8ページをご覧ください。次に、2地域猫活動者が地域猫活動を周知するための看板についてご協議いただく。この看板は、ホームページへ例示として掲載し、地域猫活動を行う地域で看板が必要な場合に、参考として用いていただくことを想定している。

スライド9ページをご覧ください。地域猫活動に関する看板について、前回ご協議いただいた内容です。

スライド10ページをご覧ください。前回ご協議いただいた内容等を踏まえ、修正を行った。表題を、「野良猫を減らす活動をしています」から、「野良猫を減らすための活動をしています」へ修正した。内容について、語尾の「しています」と、「します」の使い分けについて整理した。

本日は、この2つの看板について、更にご協議いただきたいと考えている。説明は以上です。

○中村会長 お聞きのとおりです。まず、スライド7ページの飼い主のいない猫の飼養、保管又は給餌、給水する者に対する啓発看板（案）について、猫による被害で困っている方に掲示していただく看板との説明があった。これについて、ご意見のある方は挙手を願う。

○駒田委員 色々配慮されていて、とても良いと思うが、一つ思ったのが、地域猫等を全く理解しないで、ただ餌をあげている人はまだ沢山いると思う。餌をあげることに対してこそそして、誰かが来たら逃げ、でも猫がかわいいからまた行き餌をあげるという、こそそしながらやっている人たちは結構いると思う。そういう人たちに向かってこそそしないで、ルールを守ってやろうという、地域猫という方法がある、地域猫という活動をしませんか、やり方等はセンターに聞いてくださいというような啓発もできたらいいと思うがいかがか。

○中村会長 ありがとうございます。これは、最後のページの地域猫活動に関する看板の一例と同時に啓蒙していただくということか。

○動物愛護指導センター所長 今回の看板は、被害を受けている人たちが示す看板というコンセプトで作っている。餌やりによる被害を受けている人からの苦情がセンターに沢山ある。そういう方が、餌をあげている方がいて、適切な処理をしていない方がいた場合、我々は現地に出向いて、その方に対しても、地域猫、TNR、自宅で飼いましょうというような指導、助言をさせていただいている。それでも、信念をもって餌を与え続けてしまう方が結構いらっしゃり、今回は、猫に餌を与えてしまった人に対して、被害を受けている人からの看板という形になっている。

○中村会長 ありがとうございます。今日、これで決定する訳ではないので、文言等に関してご意見があれば出してください。

○駒田委員 3番の不妊手術の実施ということで、不妊手術をしてくださいというと、どうしても、地域猫等色々知らない方は、でもお金が無いからとなってしまうので、このところもフォローしてあげる必要があると思う。助成金等の制度があります等、先程、現場に行きボランティアに指導をしているということなので、もちろん、その辺のことも言っていただいていると思うが。そのところを、もう少し広げてあげられるといいと思う。

○動物愛護指導センター所長 飼い主のいない猫の不妊手術実施事業をセンターで行っているが、4月

等に広報紙で制度の周知をしている。もちろん、訪問指導の時に、餌やり者がいた時は、不妊手術の制度を案内し、それについては、町会長から申請していただけなければならぬので、地域の問題として町会長にもご相談いただければというように指導している。また、看板を作るにあたり、これはA4サイズの黄色のプレートになるので、その辺りが入れられるかスペース等についても、検討していきたい。

○岩田課長 今回ご協議いただいている看板は、背景として、なかなか近所や隣同士で、最初はお話しようと思ったが、話ができない、聞いてもらえない、それでこういう看板を貼らせてほしい、それで少しでも意思の疎通ができればいいというところがあった。稀に、近所の方にご迷惑をかけていたと、餌をやっていた方が理解できると、餌やりをやめますという方もいらっしゃる。後は、看板を市民の方が貼っていただいて、貼った方もそれを見る方も、現状こういうことが起きているのだということで、センターの職員が現場に行ってもお話を聞いてもらえないこともあります、徐々にお話を聞いてもらえるテーブルについてもらうということになれば、駒田委員が仰った、不妊手術の情報等をセンター職員が説明や指導等をして、話の方向性を良い方向にもっていかなければいいと思う。

○駒田委員 ありがとうございます。結局、センターがアプローチできれば、そこからはセンターで色々ご指導いただけるということだが、先程言ったように、そこに、こそぞ餌を置いてあるけどなかなか見つけられない、もちろん、いつも2時頃あげているということであれば、そこに少し前に行つて見張るということもされているかもしれないが。後は例えば、自治会や町会長のところに、チラシを置いて、もしさういうのを見た人がいたら、こそぞやらないので、こうすることもできるみたい、そうすれば怒られなくて済むみたいなアプローチを住民同士でやった方が、センターは遠いと思うので、その辺を地域住民でできると、地域住民も怒るばかりでなく、そういうアプローチの方法もあると進めてい

ければもう少し減るのかと思う。

○中村会長 この看板を貼ること自体が、かなりの迷惑を被っている方が貼る物だと思う。すごく、衝撃的な看板というか、人目を惹くので、本当に何も分からず無知で猫に餌を与えてしまった人も見てくれるのではないかと思う。ここに、例えば、不妊手術の実施についてどうしたらいいのかという時に、船橋市のホームページに飛ぶような情報等はまた追々になるが、これを貼りたい人の気持ちと、これを見てもらいたいとの関係性は難しい。これを貼るということは、相当なことだと思うがいかがか。

○泉谷委員 先程から色々出ているが、特に町会自治会の関係で言うと、先程平川副会長も仰ったように、町会自治会の会長が毎年変わってしまう。自治会長が理解しないまま、次へ、次へと行ってしまうので、こういう問題を自治会長へ持って来られた時に、対応しきれるかどうかということが一番問題になる。例えば、何年か続けて会長をしていると状況が把握でき、こういう場合には、こういう所へ相談してくださいということもでき、やるのであれば、町会の範囲の中であれば相談にのります、必要であれば、不妊手術事業の判を私が押しますから、その代わり、責任を持って世話をしてくださいと言える。そういうことが、なかなか上手くいかない。また、どうしても地域猫に餌をあげる方は、どちらかというと高齢者の方が多い。そのため、猫を捕獲して不妊させるという作業が思うようにいかないところがある。捕獲できても、センターまで行くよりは、近くの動物病院へ行ければというところもある。そういう状況を地域の人へどう知らしめるかということが、一番頭の痛いところです。問題のどういう解決策があるかと言われても困るが、自分たちが多少関わっているところであれば、こうしましょう、ああしましょうと言えるが、市内800いくつある町会自治会の中で、8割から9割が、毎年会長が変わってしまうような状況の中で、この看板の中に、何々町会、何々自治会と入った場合、前回は話が通じたが、今度は全然通じない、そんなに面倒くさいのであれば、一切誰も協力しませんということ

にもなりかねない。この辺をどう対応していくかは、大変大きな問題になってきてしまうと心配です。たしかに、それ程猫は嫌いでないけど、自分の家の庭に来て色々やられると、仕舞いには、猫なんてとなってしまう。猫そのものではなく、餌をあげている人自身に転嫁してしまってもいる。この辺をどう地域の方に理解してもらうか。私共は、餌をあげている方には、例えば、町会の中で、個人でやっている方もおられ、その人には、責任があり、猫の不妊手術ができますから是非やってくださいとできるだけ指導をするようにしているが、そういう形で対応できる町会自治会の会長がどれだけいるかというところで、非常に大きい問題になってしまいうといふところが心配になる。センターが色々やっていたいところでは、できるだけ協力していきたいとは思っているが、実情が実情なので、こここのところをどう歩み寄っていくのかというところが一つの課題かと思う。できるだけ良い方向に進めたらとは思っているが、状況としては非常に難しい状況にあるということはご理解いただきたい。

**○中村会長** ありがとうございます。この看板は、あくまでも案であるが、愛護指導センターの文字の下にある、括弧の〇〇町会・自治会という文言を入れるか入れないかということに関しても、検討が必要ということですね。デザインは、凄く目を引く。

**○泉谷委員** 目を引く。

**○切替委員** 駒田委員が言うのも最もと思うが、このスペースに文字が入らないと思うので、尾の下辺りに、QRコードを入れて、不妊手術等が書いてあるセンターのHPに飛べるようにしてみたらどうか。もちろん、QRコードを読めないお年寄りの方もいるかもしれないが、かなり普及していると思うので。いかがが。

**○動物愛護指導センター副主査** 何か検索するものを入れるというのは、貴重なご意見であり、検討したいと思う。先程説明したとおり、一度作るのにかなり費用がかかる物で、ホームページのURLはそれほど変わらないと思うが、普遍的でないものは難しかったりする。入れ方については検討させていただ

きたいと思う。ありがとうございました。

**○中村会長** ありがとうございます。他にご意見はあるか。では、この看板については、次回以降も検討事項とする。次に、最後のスライドの地域猫活動に関する看板の一例（案）について、ご意見のある方は挙手を願う。

**○切替委員** これもやはり字数が多い。これは、実際に地域猫活動をやっている人や、やって欲しい人に見てもらいたいので、1枚に書いてあることを3枚くらいに分け、3枚1セットくらいにして、もう少し猫のイラストを大きくして、歩きながら3枚順番に見ていただける感じにしたら、もっと読んでもらえると思った。これだと、立ち止まって見ないと読めないと思った。

**○中村会長** ありがとうございます。この看板は、地域猫活動をしている人が貼る看板ですよね。

**○切替委員** 要するに、ただ餌をあげているのではなく、きちんとルールに則ってやっているから、非難しないでという意味合いも入っている。

**○中村会長** これは、プリントアウトして、それぞれが、好きな場所に掲示するということでよいか。

**○動物愛護指導センター副主査** はい。地域猫活動をやっていたい方に、こちらの例を参考に使っていただければという物である。切替委員の仰ったとおり、色々なバージョンがあつても良いと思うので、デザインも検討していきたいと思う。

**○中村会長** これはあくまでも一例で、これを基に、各々の団体が分かりやすく作って貼ってもよいのですよね。

**○動物愛護指導センター所長** はい。皆さんと一緒に作ったガイドラインの中から、最低限の項目を抜き出したような形になっている。地域猫活動をやるために、ルールが必要であって、そのルールはこれ以上のことを書いていただいてもいいし、ここまで地域の合意ができていれば、ここまで書かなくても済む場合があるかもしれない。あるいは、看板が無くてもいいという団体も今まで結構あった。この辺りについては、地域の中で地域猫活動をやり始める時に、ある程度皆さんの合意をもってこれを参考に作っていただければと考えている。

○中村会長 ありがとうございます。これに関しても、今日決定という形ではないので、何か後からご意見があったら、事務局に連絡していただければと思う。

---

・船橋市収容動物公示書について

[説明]

○動物愛護指導センター所長 資料3をご覧ください。船橋市収容動物公示書について、前回いただいたご意見を踏まえ、会長と協議し、このように改正することとした。公示については、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例において、野犬や所有者の判明しない犬猫等を収容したときは、その旨を2日間公示すると規定されているため、条例に基づき、収容動物情報を公示する内容に整理した。また、条例に、公示期間の満了後に、公示された動物を引き取らないときは、譲渡やその他の方法により当該動物を処分することができると規定されている旨を、公示書には条例の文言の「収容期間」を用い整理した。報告は以上です。

---

○中村会長 ありがとうございます。現行の、「上記の動物は、令和4年1月4日までに引き取りませんと処分されます。」というところの、処分という言葉が強いのではないかということで、前回皆様から意見をいただいた。それを無くし、収容期間を提示した。また、最初に収容の日付が入っているところを、「収容動物情報」と変更した。これは、ご報告になるが、このような形でよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

---

・次回の会議について

[説明]

---

○動物愛護指導センター所長 資料4船橋市の動物愛護管理をめぐる主な課題検討スケジュール(予定)をご覧ください。本日は、動物愛護管理対策会議（第18回）として、人と動物との調和のとれた共生社会を目指して、その他についてご協議をいただいた。次回は、令和4年7月頃に、第19回動物愛護管理対策会議を予定している。今後の協議事項は、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指した施策の検討、動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正の概要等を予定している。

説明は以上です。

○中村会長 お聞きのとおりです。次回は、7月頃に開催を予定したいと思うが、いかがか。

(「異議なし」の声あり)

○中村会長 議題については、本日協議していただいたことをまとめ、事務局と決定させていただきたいと思う。次回の会議ですが、日時、議題に関しては、後日事務局と調整して決定することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

○中村会長 ありがとうございます。

---

○中村会長 以上で、第18回動物愛護管理対策会議を閉会する。

午前11時40分閉会

[閉会後]

○衛生指導課長 中村会長ありがとうございました。また、委員の皆様には、円滑な会議の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

最後になりますが、本日の議事録については、調整でき次第、委員の皆様に送付させていただくので、内容をご確認いただきたいと思う。

以上で、本日の会議を終了する。

本日は、ありがとうございました。

---

[出席委員]

中村会長

平川副会長

泉谷委員

切替委員

駒田委員

石川委員

佐藤委員

[欠席委員]

南川委員

[関係職員]

筒井保健所長

高橋保健所理事

松野保健所次長

岩田衛生指導課長

竹田衛生指導課長補佐

鈴木動物愛護指導センター所長

千葉動物愛護指導センター副主査

小林動物愛護指導センター主任技師

[傍聴者]

5人